

ぷれジョブ@7つの灯(旧7か条)

2019年までは「ぷれジョブ7か条」として伝えてきましたが、本来の意図とは違って、7か条ということばの響きの強さからか、「憲法」のようにどうしても守らなければならない事項、これを守ることが縛りとなり目的となることは望みません。法人化を機に「ぷれジョブ@7つの灯」として名称を変え、ぷれジョブ@をより楽しんでいただけるよう、共創社会実現に向けて歩んでいただけるよう、活用ください。

第1条 ぷれジョブは、特別な支援の必要な子が地域で、はたらく体験をすることを通じて、障害の有無にかかわらず、共に助け合うことのできる地域社会を創る活動です。

ぷれジョブは、障害のない人が障害のある子を支援するという面を含んでいますが、地域社会の人が障害のある子とともに、障害の有無にかかわらず、みんなが自然に助け合って生きることができると目指す活動です。行政や福祉団体が、お金をもらって障害者のために就労支援をする、弱者を助けるという活動ではありません。地域に住む人たちがみずから当事者意識をもってぷれジョブに関与することで、おのずから障害の有無に関係なく、一緒に暮らしていける社会を創り出す活動なのです。

第2条 ぷれジョブは、無償のボランティアによる活動です。

ぷれジョブは、その地域において障害の有無にかかわらず、共に助け合うことのできる社会を創っていく活動であり、障害のある子に「障害者」というレッテルを貼って、障害のない人が障害者を一方的に支援するという活動ではありません。したがって、行政や企業、保護者、学校などが金銭を受け取って行う活動ではありません。ボランティアの報酬は、障害のある子の笑顔であり、育てていく姿であり、既成の概念に対する多くの気づきをいただくことであります。障害のある子が私たちに教えてくれる、わたしたちが障害のある子の役に立つ、かかわるみんなが住む地域に与贈でき、居場所を持てるようになる活動です。つまり、生れた地域という共通の場で、埋もれている善意を掘り起こしながら進む、ひととひととがつながる自然発生的な活動なのです。

第3条 ぷれジョブは、小学校5年生程度から高校3年生程度までの障害のある子が地域に居住するジョブサポーターに支えられながら、はたらく体験をする活動です。

ぷれジョブが対象とするのは、保護者から少しずつ離れて自立し始める小学校5年生から、高校3年生までの障害のある子です。その地域社会で居場所がもてるよう、暮らしていくことができるよう、いろいろな場所で継続的にはたらく体験をするものであり、就労の斡旋ではなく、存在の支援をします。

また、必ず、ジョブサポーターが付き添います。地域で障害のある子を支えることを目的とした活動であるため、第1条の趣旨に基づいて、その地域に居住する保護者でない、できるだけ多様な善意の住民にボランティアとしてジョブサポーターをお願いしています。

第4条 ぷれジョブは、ぷれジョブ活動に賛同する企業において、原則として、1週間に1度、毎回1時間程度、ほぼ6か月の期間にわたり、障害のある子がはたらく体験をする活動です。

ぷれジョブは、障害のある子が地域社会になじみながら、はたらく体験をする活動であり、子にとっても、サポーターにとっても、そして企業にとっても過度の負担になるものであってはうまく行きません。地域の企業や住民が、その程度ならと自然に引き受けることができる程度の頻度で行う必要があります。また、地域社会になじみ、仕事を覚え、知り合いを増やすのに、ある程度の継続性が必要であり、また、ある程度、続けた段階で、別の企業で新しいひとびとととかかわり、知り合いを増やすことも必要になります。これまでのぷれジョブの経験から、この程度が適当であると考えられたものです。障害の程度により、時間を短くしたり頻度を減らしたりできます。

第5条 ぷれジョブの活動を行う場合には、損害賠償責任保険に加入します。

ぷれジョブの活動は、はたらく体験をする活動であり、地域の企業との間に雇用関係を設定するものではなく、したがって労災保険の適用がありません。ぷれジョブは、障害のある子が安心して地域社会で暮らしていけるようにするための活動で、長期にわたるものですから、体験中に発生するおそれのある損害への賠償を担保するため、保険への加入が必要となります。

第6条 ぷれジョブ活動を行った場合、毎月1回程度の割合で定例会を開き、障害のある子、保護者、学校の担当者、サポーター、企業の関係者らが集まって、活動報告を行う。

ぷれジョブは、障害のある子が地域社会になじんでいく活動であり、必ず、毎月1回程度の会を開き、その中で、企業やサポーターから、子の活動状況を、その子、保護者、先生に報告していただき、子や保護者から、感想を伺い、交流を深め、子が成長していく様子を確認し合うことで、住民同士のゆるいつながりがうまれる場をもつことが必要です。

第7条 ぷれジョブの活動を行うに当たっては、障害のある子のプライバシーに十分に配慮する。

ぷれジョブは、障害の有無にかかわらず、みんなが地域社会において助け合って生きていくことができることを目指す活動であり、「障害のある子」が地域社会の一人として生きていく活動です。したがって、その子を「障害のある子」として公開するなどのことは、避けなければなりません。むしろ、「障害」（「障がい」）という観念がなくなる社会を目指す活動であり、特定の子を障害のある子として扱うことは、できるだけ避けなければなりません。